

# 利益相反管理方針

Japan Alternative Market 株式会社

Japan Alternative Market 株式会社（以下「当社」といいます。）は、金融商品取引法第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の4第1項第3号の規定に基づき、当社が行う取引に伴い、当社のお客様である取引参加者の利益を不当に害するおそれのあるもの（以下、「利益相反取引」といいます。）を適切な方法により特定・類型化し、取引参加者の利益を不当に害することのないよう適正に業務を遂行します。

## 1. 利益相反のおそれのある取引の類型

### (1) 利害対立型

- ◇ 当社の利益を図るために取引参加者の利益を不当に害する場合
- ◇ 取引参加者の利益を図るために他の取引参加者の利益を不当に害する場合

### (2) 競合取引型

- ◇ 当社と取引参加者が同一の対象に対して競合関係にある場合
- ◇ 当社の取引参加者と他の取引参加者とが同一の取引対象に対して競合する関係にある場合

### (3) 情報利用型

- ◇ 当社が取引参加者との関係を通じて取得した情報を利用して、当社自身が利益を得る場合
- ◇ 当社と取引参加者との関係を通じて取得した情報を利用して、他の取引参加者が利益を得る場合

### (4) その他利益相反のおそれがある場合

## 2. 利益相反管理の方法

- (1) 対象取引を行う部署と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法
- (3) 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法
- (4) 情報を共有する者の取引について、当社の独立した部署等において適切に監視する方法

## 3. 利益相反管理体制

当社は、内部管理統括責任者を利益相反管理統括者とし、当社内で発生するおそれのある対象取引を一元的に管理いたします。

#### 4. 利益相反管理の対象となる関係会社

利益相反管理の対象となる関係会社はございません。

以上